

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）</u>に規定する特定有価証券をいう。</p> <p>二、三の二 (略)</p> <p>四 信託受益証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外国信託受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、<u>同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの</u>をいう。</p> <p>四の二 (略)</p> <p>四の三 抵当証券等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外国抵当証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、<u>同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）<u>第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）</u>に規定する特定有価証券をいう。</p> <p>二、三の二 (略)</p> <p>四 信託受益証券 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外国信託受益証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち<u>受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの</u>をいう。</p> <p>四の二 (略)</p> <p>四の三 抵当証券等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 外国抵当証券 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち<u>抵当証券の性質を有するもの</u>をいう。</p>

四の四〇十六 (略)

十七 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。

十八 届出目論見書 法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十九の二 発行登録目論見書 法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、発行登録書又は訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十九の三〇十九の五 (略)

十九の六 発行登録書 法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する発行登録書をいう。

十九の七 訂正発行登録書 法第二十三条の四（法第二十七条にお

四の四〇十六 (略)

十七 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書をいう。

十八 届出目論見書 法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による目論見書（次号に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。

十九の二 発行登録目論見書 法第二十三条の十二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、発行登録書又は訂正発行登録書に記載すべき内容を記載したもの（次号及び第十九号の四に掲げる目論見書を除く。）をいう。

十九の三〇十九の五 (略)

十九の六 発行登録書 法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書をいう。

十九の七 訂正発行登録書 法第二十三条の四（法第二十七条にお

いて準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する訂正発行登録書をいう。

十九の八 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の六において同じ。)に規定する発行登録追補書類をいう。

二十 有価証券報告書 法第二十四条第五項において準用する同条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書をいう。

二十の二 (略)

二十一 半期報告書 法第二十四条の五第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条において同じ。)において準用する法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。第二十八条において同じ。)に規定する半期報告書をいう。

二十一の二(二十四) (略)

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一(九) (略)

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国

いて準用する場合を含む。)に規定する訂正発行登録書をいう。

十九の八 発行登録追補書類 法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する発行登録追補書類をいう。

二十 有価証券報告書 法第二十四条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

二十の二 (略)

二十一 半期報告書 法第二十四条の五第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十一の二(二十四) (略)

(有価証券通知書)

第五条 法第四条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一(九) (略)

十 外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国

貸付債権信託受益証券 第三号の二様式

十一〜十六 (略)

2・3 (略)

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間（第二十三条に規定する期間をいう。以下同じ。）の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

(令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券)

第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

貸付信託受益証券 第三号の二様式

十一〜十六 (略)

2・3 (略)

(開示が行われている場合)

第七条 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四条第五項において準用する同条第三項の規定により当該特定有価証券が同条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間（第二十三条に規定する期間をいう。）の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

(令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券)

第八条 令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一〜七 (略)

(代理人)

第九条 外国特定有価証券の発行者は、法第五条第五項において準用する同条第一項に規定する届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。)の本店の所在地(原委託者が個人である場合にあつては、住所)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。)が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。))と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

(代理人)

第九条 外国特定有価証券の発行者は、法第五条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する届出書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(有価証券届出書の記載内容等)

第十条 法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者(定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。)の本店の所在地(原委託者が個人である場合にあつては、住所)を管轄する財務局(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。)が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。以下「受託者管轄財務局等」という。))と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十六 (略)

2 前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権（定義府令第十四条第二項第二号ハ及び同条第三項第一号ハに掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条第二項において同じ。）であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託行為の効力が生ずるときにおける委託者（以下この項において「当初委託者」という。）」と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(有価証券届出書の記載の特例)

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条にお

一〇十六 (略)

2 前項の規定により有価証券届出書を提出しようとする場合において、当該特定有価証券が信託受益証券又は信託受益権（定義府令第十四条第二項第二号ハ及び同条第三項第一号ハに掲げる場合に該当するものに限る。第二十二条第三項、第二十二条の二第二号、第二十八条第四項、第二十九条第五項及び第三十一条第二項において同じ。）であるときは、前項中「資産信託流動化受益証券である」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権である」と、「当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第一号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）」とあるのは「信託受益証券又は信託受益権の発行者である信託行為の効力が生ずるときにおける委託者（以下この項において「当初委託者」という。）」と、「当該資産流動化受益証券の発行者である受託者」とあるのは「当該信託受益証券又は当該信託受益権の発行者である受託者」と、「原委託者が」とあるのは「当初委託者が」と、「原委託者管轄財務局等」とあるのは「当初委託者管轄財務局等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(有価証券届出書の記載の特例)

第十一条 有価証券届出書につき、法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）

いて準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 投資法人債券、外国投資証券(投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。)又は資産流動化証券(法第二条第一項第八号に掲げる有価証券(以下「特定優先出資証券」という。))及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ ト (略)

チ 投資法人債管理者若しくは投資法人債の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者若しくは特定社債の管理会社又はこれらに類する管理会社(以下この号及び第二十五条第四項第一号において「投資法人債管理者等」という。)

リ (略)

一の二 三 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

2 法第五条第五項において準用する同条第三項(法第二十一条の二 法第五条第五項において準用する同条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

2 法第五条第五項において準用する同条第三項に規定する有価証券

。に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 投資法人債券、外国投資証券(投資法人債券の性質を有するものに限る。以下「外国投資法人債券」という。)又は資産流動化証券(法第二条第一項第八号に掲げる有価証券(以下「特定優先出資証券」という。))及び外国資産流動化証券のうち法第二条第一項第六号、第八号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ ト (略)

チ 投資法人債管理者若しくは投資法人債の管理会社、社債管理者若しくは社債の管理会社、特定社債管理者若しくは特定社債の管理会社又はこれらに類する管理会社(以下この号及び第二十五条第四項第二号ハにおいて「投資法人債管理者等」という。)

リ (略)

一の二 三 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

2 法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定める期間は、一年間とする。

2 法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定め

報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第三項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の二様式、外国投資証券の発行者にあつては第四号の四の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、内国投資証券又は外国投資証券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第五号様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

3 法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し

るものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

3 第一項に規定する期間継続して有価証券報告書のうち前項に規定するものを提出している者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第三項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の二様式、外国投資証券の発行者にあつては第四号の四の二様式により有価証券届出書を作成することができる。

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、内国投資証券又は外国投資証券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第四項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第五号様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

3 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有

、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当することとなった日）をいう。以下この項において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における

有価証券報告書とする。

4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等（当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日）をいう。以下この項において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この項において「売買金額」という。）の合計を三で除して得

売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この項において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二〇五（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一・二（略）

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イ・ロ（略）

ハ 当該有価証券届出書の提出者が法第五条第五項において準用

た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

二〇五（略）

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条 有価証券届出書に添付すべき書類として法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、これを除く。

一・二（略）

三 第四号の三の三様式により作成された有価証券届出書

イ・ロ（略）

ハ 当該有価証券届出書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる

する同条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書

面

ニ・ホ (略)

四〇六 (略)

2 (略)

(有価証券届出書の自発的訂正)

第十三条 有価証券届出書につき、法第七条(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

四 法第五条第五項において準用する同条第一項に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかったものにつきその内容が決定したること。

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十四条 法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする。

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用

要件を満たしていることを示す書面

ニ・ホ (略)

四〇六 (略)

2 (略)

(有価証券届出書の自発的訂正)

第十三条 有価証券届出書につき、法第七条(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

四 法第五条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかったものにつきその内容が決定したこと。

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十四条 法第十三条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする。

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定める

する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ (略)

ロ 法第十三条第二項第二号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に定める事項に関する内容を記載した目論見書(次条第一項第一号ロにおいて「詳細情報を記載した目論見書」という。)は投資者の請求により交付される旨及び請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

ハ・ニ (略)

ホ 法第十三条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の適用を受ける場合には、内国投資証券にあっては第十

ものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一 十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ (略)

ロ 法第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書(次条第一項第一号ロにおいて「詳細情報を記載した目論見書」という。)は投資者の請求により交付される旨及び請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

ハ・ニ (略)

ホ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、内国投資証券にあっては第十二条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記

二条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項、外国投資証券にあつては同項第六号ハ及びニに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

2 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一〜四 (略)

載された事項、外国投資証券にあつては同項第六号ハ及びニに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

2 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十六条 法第十三条第二項第二号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一〜四 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければ
ならない目論見書の特記事項)

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において
準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の
各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする
。

一・二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければ
ならない目論見書の特記事項)

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)(法第二十七条において
準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の
各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする
。

一・二 (略)

2 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 (略)

2 法第二十三条の八第二項(法第二十七条において準用する場合を
含む。)の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録し

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければ
ならない目論見書の特記事項)

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)に規定する内閣府令で定
めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に
定める事項とする。

一・二 (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければ
ならない目論見書の特記事項)

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定
めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に
定める事項とする。

一・二 (略)

2 (略)

(発行登録書の記載内容等)

第十八条 (略)

2 法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券の募集又
は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各

ようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の第三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書

イ (略)

ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 (略)

二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書

イ (略)

号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 法第二十三条の第三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十五号様式及び第十五号の二様式により作成した発行登録書

イ (略)

ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十八条の八第二項及び第十八条の九第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 (略)

二 第十六号様式及び第十六号の二様式により作成した発行登録書

イ (略)

ロ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ (略)

3 第一項第二号イからニまで及び前項第二号イからハまでに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十八条の三 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(同法第六十八条において準用する同法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等の振替に関する法律第百十五条において準用する同法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定

ロ 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ハ (略)

3 第一項第二号イからニまで及び前項第二号イからハまでに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十八条の三 法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二百二十七条において準用する同法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(同法第六十八条において準用する同法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。))に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等の振替に関する法律第百十五条において準用する同法第六十六条(同条第一号を除く。))に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人

する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第二十条の二において「短期外債」という。)とする。

一〜四 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十八条の八 (略)

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)を添付しなければならない。

一 (略)

二 外国投資証券の発行者

イ 前号イ及びロに掲げる書類

ロ・ハ (略)

3 前項第二号イ又はロに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

4・5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 (略)

債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第二十条の二において「短期外債」という。)とする。

一〜四 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十八条の八 (略)

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類(第十八条の二第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。)を添付しなければならない。

一 (略)

二 外国投資証券の発行者

イ 前号イ又はロに掲げる書類

ロ・ハ (略)

3 前項第二号イ又はロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

4・5 (略)

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 (略)

2 前項第二号イからニまでに掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘等に係る特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家(法第二十条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第二十一条第二項において同じ。)とする。

2・3 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 (略)

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者(認可金融商品取引業協会に加入しているもの)に限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法

2 前項第二号イからニまでに掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十九条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘等に係る特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

2・3 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 (略)

二 当該特定有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者(認可金融商品取引業協会に加入しているもの)に限る。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法

第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ (略)

三 (略)

3 法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第三十二条の三第一項及び第三十二条の四において同じ。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

4～8 (略)

（有価証券報告書の記載内容等）

第二十二条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券

第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。ロ及び次号において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該特定有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該特定有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ (略)

三 (略)

3 法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

4～8 (略)

（有価証券報告書の記載内容等）

第二十二条 法第二十四条第五項において準用する法第二十四条第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局

が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十六 (略)

2・3 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該有価証券報告書に係る特定期間終了の日

三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇四 (略)

4〇6 (略)

等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十六 (略)

2・3 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該有価証券報告書に係る特定期間(前条に規定する特定期間をいう。以下同じ。)終了の日

三 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇四 (略)

4〇6 (略)

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券

イ 内国投資信託受益証券 申請のあつた日の属する特定期間の直前特定期間(以下この項において「基準特定期間」という。)
の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を行
う者の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されて
いる者の数

ロ・ハ (略)

ニ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において資産流動
化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿に記載され
、又は投資法人債管理者等の有する当該特定有価証券の所有者
の名簿に記載されている者の数

ホ・ヌ (略)

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価
証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機
関(法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。)の有す
る当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者(非居住
者を除く。)の数

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国特定有価証券

イ 内国投資信託受益証券 申請のあつた日の属する特定期間の
直前特定期間(以下この項において「基準特定期間」という。)
の末日において当該特定有価証券に係る収益金の支払事務を
行う者の有する当該特定有価証券の購入者の名簿に記載されて
いる者の数

ロ・ハ (略)

ニ 内国資産流動化証券 基準特定期間の末日において社債管理
会社等の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されて
いる者の数

ホ・ヌ (略)

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価
証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する当該特
定有価証券の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く
。)の数

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同条第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。))第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。)又は財務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。次号において同じ。)が掲げられているとき。

三 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同条第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。))第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。)又は財務書類(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。次号において同じ。)が掲げられているとき。

三 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、財務諸表及び財務書類

書に、財務諸表及び財務書類が掲げられていないとき。

(報告書代替書面の提出等)

第二十七条の四の二 法第二十四条第十四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により報告書代替書面(同項に規定する報告書代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書(以下この条において「原有価証券報告書」という。)と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

3 (略)

4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五 (略)

(半期報告書の記載内容等)

が掲げられていないとき。

(報告書代替書面の提出等)

第二十七条の四の二 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面(同項に規定する報告書代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、報告書代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する有価証券報告書(以下この条において「原有価証券報告書」という。)と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条第十四項の規定により報告書代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原有価証券報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

3 (略)

4 第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

一～五 (略)

(半期報告書の記載内容等)

第二十八条 法第二十四条の五第三項において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 十六（略）

2 4（略）

（半期代替書面）

第二十八条の六 法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により半期代替書面（同項に規定する半期代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書（以下この条において「原半期報告書」という。）と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次

第二十八条 法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 十六（略）

2 4（略）

（半期代替書面）

第二十八条の六 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面（同項に規定する半期代替書面をいう。以下この条において同じ。）を提出しようとする特定有価証券の発行者は、半期代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する半期報告書（以下この条において「原半期報告書」という。）と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第十三項の規定により半期代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、原半期報告書に係る特定期間の終了後、直ちに、次

に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

3 (略)

4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 法第二十四条の五第四項の規定により特定有価証券の発行者が臨時報告書を提出すべき場合として内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、

の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

3 (略)

4 第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

一～四 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により特定有価証券の発行者が臨時報告書を提出すべき場合として内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該発行者が発行する投資信託証券に係るファンドの運用に関する基本方針、投資制限若しくは利子若しくは配当の分配方針、

当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があった場合

当該発行者が発行する資産流動化証券に係る管理資産の状況若しくは資産流動化に関する計画、当該発行者が発行する資産信託流動化受益証券に係る特定信託財産の状況若しくは資産流動化に関する計画又は当該発行者が発行する信託受益証券若しくは信託受益権に係る信託財産の状況について、重要な変更があった場合

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

3
3～5 (略)

3
3～5 (略)

(臨時代替書面)

(臨時代替書面)

第二十九条の二 法第二十四条の五第十五項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により臨時代替書面(同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

第二十九条の二 法第二十四条の五第十五項の規定により臨時代替書面(同項に規定する臨時代替書面をいう。以下この条において同じ。)を提出しようとする特定有価証券の発行者は、臨時代替書面三通を作成し、同項の規定により読み替えて適用する同条第四項に規定する臨時報告書と併せて関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第十五項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第十五項の規定により臨時代替書面を提出しようとする特定有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

一・二 (略)

3 (略)

3 (略)

4 第二項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四 (略)

(承認申請書等の提出先)

第三十条 令第四条の二第二項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び第二十五条第六項に規定する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。)に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者(当該特定有価証券が、資産信託流動化受益証券である場合にあつては当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあつては当該信託受益証券又は信託受益権の発行者である受託者に限る。)の本店(提出者が外国の者である場合には、第九条の規定による代理人の住所)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 (略)

4 第二項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

一～四 (略)

(承認申請書等の提出先)

第三十条 令第四条の二第二項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び法第二十五条第六項に規定する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

(有価証券届出書の備置き及び公衆縦覧)

第三十一条 特定有価証券に係る法第二十五条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に掲げる書類は、関東財務局及び当該書類の提出者(当該特定有価証券が、資産信託流動化受益証券である場合にあつては当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者に、信託受益証券又は信託受益権である場合にあつては当該信託受益証券又は信託受益権の発行者である受託者に限る。)の本店(提出者が外国の者である場合には、第九条の規定による代理人の住所)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 (略)

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面を除く。次項において同じ。)において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2
6 (略)

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならぬ書面を除く。次項において同じ。)において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同項に規定する書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2
6 (略)